



福島医発第2508号(地)

平成23年 3月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

今般発生いたしました東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、厚生労働省保険局医療課より、①一部負担金、②入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び③訪問看護療養費に係る自己負担額の支払いが困難な方に対する取扱いについて示された旨、日本医師会より別紙1の通知が参りましたのでお知らせいたします。

今回の取扱いは、対象者の要件に該当する患者さんの一部負担金等については、当面、5月末日まで支払いを猶予することとし、その場合は、必要な手続を踏まえた上で、患者負担分を含めた10割を審査支払機関等へ請求する内容となっておりますが、詳細につきましては、別紙1中事務連絡（平成23年3月15日 厚生労働省保険局医療課）のとおりです。

また、別紙2の平成23年3月14日付け日本医師会事務連絡（保231）Fのとおり、現在、各保険者には、一部負担金の徴収猶予や減免等について適切な措置を講じることが求められております。

なお、今回の取扱いは、各保険者の措置に関わらず適用されることとなりますが、請求の具体的な手続きにつきましては、追って連絡される予定とされておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

別 紙 1

(保 232) F

平成 23 年 3 月 15 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る 一部負担金等の取扱いについて

今般発生いたしました東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、①一部負担金、②入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び③訪問看護療養費に係る自己負担額の支払いが困難な方に対する取扱いが、厚生労働省保険局医療課より示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

今回の取扱いは、対象者の要件に該当する患者さんの一部負担金等については、当面、5 月末日まで支払いを猶予することとし、その場合は、必要な手続を踏まえた上で、患者負担分を含めた 10 割を審査支払機関等へ請求する内容となっておりますが、詳細につきましては、別添事務連絡のとおりであります。

また、平成 23 年 3 月 14 日付け事務連絡（保 231）F にてご連絡しておりますとおり、現在、各保険者には、一部負担金の徴収猶予や減免等について適切な措置を講じることが求められております。

今回の取扱いは、各保険者の措置に関わらず適用されることとなりますが、請求の具体的な手続きにつきましては、追って連絡される予定とされておりますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

(平 23. 3. 15 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
平成23年3月15日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いいたします。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち、

- ① 岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬

郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、栃木県宇都宮市、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町(平成23年3月14日17時30分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

- ② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町(平成23年3月12日17時00分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)に住所を有する健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であること。

- (2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

2 取扱いの期間

当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。

3 医療機関における確認等

- (1) 1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録に記録しておくこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

また、保険医療機関等が猶予した一部負担金等については、各保険者において減免・猶予等いただくよう保険局より依頼する予定である。

(保 231) F

平成 23 年 3 月 14 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震により被災した被保険者等に係る 一部負担金等及び保険料の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者（被扶養者を含む）、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料（税）の納期限の延長及び猶予等の取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課及び厚生労働省保険局高齢者医療課より通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料の納期限の延長及び給付猶予等につきましては、当該通知等に基づき、各保険者において被害状況等に応じて適切に対処することとなっております。

<添付資料>

1. 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)
2. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)
3. 災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課)

事 務 連 絡
平成23年3月11日

地方厚生（支）局保険主管課 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、健康保険組合に対し、別紙の内容をあらためて周知しましたので、保険者の指導にあたり、よろしくお取り計らいください。

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 11 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、全国健康保険協会及び健康保険組合に対し、別紙の内容をあらためて周知しましたので、よろしくお取り計らいください。

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 11 日

健康保険組合連合会 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、健康保険組合に対し、別紙の内容をあらためて周知しましたので、よろしくお取り計らいください。

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 11 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

今般の地震により被災した事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3 被保険者証の取扱いについて

今般の地震により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じることとしていること。

4 保険給付費等の支払いについて

被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

5 その他

上記の 1 又は 2 の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記 3 について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

事 務 連 絡
平成23年3月11日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

今般の地震により被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3 被保険者証の取扱いについて

今般の地震により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じることとしていること。

4 保険給付費等の支払いについて

被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

5 その他

上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

- 6 船員保険における取扱いについて
船員保険制度においても、上記1 から5 までと同様の対応を講じられたいこと。

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 1 1 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者
に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて

標記については、平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等により被災した世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料及び一部負担金について、下記内容につき改めて関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計らいたい。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条、第77条及び第81条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料及び一部負担金についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号又は第3号に基づき、特別調整交付金が交付されること。
（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和42年6月30日付け保発第24号）を参照。）
- 3 国民健康保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から1に係る申請があった場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の2第5号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。

なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。

- 4 国民健康保険料及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 11 日

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の
一部負担金及び保険料の取扱いについて

標記については、本日発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等により被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて、下記の内容を改めて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知を図るよう、よろしくお願いします。

記

- 1 後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 69 条、第 111 条及び第 115 条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成 22 年 11 月 9 日保高発 1109 第 1 号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記 1 に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 106 条第 6 号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。
- 3 被保険者等に対し、上記 1 及び 2 についての周知徹底に努めること。
- 4 上記 1 による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。